

SKET NEWS

季刊

vol. 63
2025年夏号

contents

- 1 高速道路「深夜割引」見直し、再延期
- 2 日本初の渋滞緩和策を万博で実証
- 3 特定技能分野追加と
育成就労制度の内容について
- 4 日本語弁論大会2025
- 5 第68期通常総代会開催
- 6 職場における熱中症対策が義務化

表紙:ラオス クアンシーの滝



組合Facebookページ随時更新中！
<https://www.facebook.com/tsk.kumiai>

高速道路「深夜割引」見直し、再延期～1～

NEXCO東日本、中日本、西日本の3社は2025年7月に運用開始を見込んでいた高速道路の「深夜割引」の見直しについて、運用開始時期を延期すると発表しました。深夜割引の見直しは、もともと2025年3月末頃に運用開始を予定していましたが、ETCシステムの整備に時間が必要だとして、2025年7月末頃まで時期が延期されたという経緯があり、今回は2回目の延期発表となります。

これは今年4月、NEXCO中日本エリアで発生したETCの大規模なシステム障害の影響により、深夜割引の見直しに必要なシステム整備を中断していることを理由として、延期を決めたということです。

今のところ延期する期間については未定であり、NEXCOによれば新たな深夜割引制度が開始されるまでは、現行の深夜割引制度を続けるとしています。

延期された深夜割引の変更点

まず、深夜割引の適用時間帯が変わります。

現行制度は「0時から4時までの間」に、高速道路を通行する車両の料金を3割引していますが、新制度では「22時から翌5時までの間」と、割引適用時間帯が拡大されます。



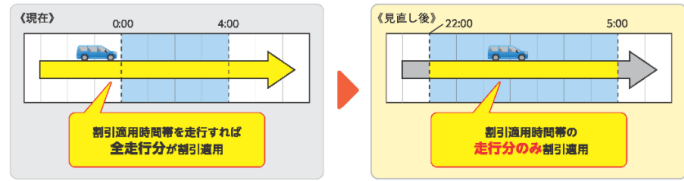
(NEXCO中日本 ドライバーズサイトより)

さらに現行制度においては、割引の適用時間帯に高速道路を少しでも走行すれば「すべての走行分」の通行料金が割引されますが、新制度では「割引適用時間帯の走行分のみ」に割引が適用されます。

たとえば、午前3時に高速道路に入って午前6時に出た場合、「0時から4時の間」に高速道路の料金所を通過しているため、現行制度では全走行距離分が割引対象となります。

一方、新制度では割引対象時間帯が「22時から翌

5時までの間」であり、3時から5時までの走行分に対しては割引が適用されますが、それ以降の走行分については割引対象外となります。



(NEXCO中日本 ドライバーズサイトより)

また、現在は出口料金所を通過する際に深夜割引後の料金が請求されますが、新制度においては料金の「後日還元型」に変わります。具体的にいうと、出口料金所では深夜割引適用前の「通常料金」が一旦請求され、後日通常料金と深夜割引後の料金との差額を利用者に返還するという仕組みです。

CASE 1 平日走行：深夜割引のみの適用条件を満たすとき



(NEXCO中日本 ドライバーズサイトより)

ただし、この還元を受けるためには「ETCマイレージサービス」に事前登録するか、「ETCコーポレートカード」を利用しなければなりません。

ETCマイレージサービスへの事前登録をする前に高速道路を利用した場合、その分は深夜割引の対象とならないため、注意が必要です。なお、当組合のSKETカード利用分に関しては、制度変更後も深夜割引は反映されますので、特に特別な手続き等は必要ありません。

そのほか新たな深夜割引制度に関して、割引適用時間帯の走行距離に上限が設けられます。深夜割引を極力長く受けるために、スピードを出して走行距離を伸ばすといった無謀な運転を予防するための取組みで、軽自動車や普通車であれば1時間あたり105kmまで、大型車などは90kmまでと決まっています。

(つづく)

高速道路「深夜割引」見直し、再延期～2～

長距離を走ったからといってその分がすべて割引されるとは限らないため、スピードを出し過ぎないように気をつけることが大切です。

深夜割引制度が見直される背景には、日本の物流を支えるトラックドライバーの労働環境をめぐる問題があります。

深夜割引を受けるため、午前0時前に大型トラックが料金所付近に滞留したり、早い時間帯に荷物を届けられる場合であっても、深夜割引を受けるためわざと高速道路内にとどまったりする状況がみられません。

日本初の渋滞緩和策を万博で実証

「大阪・関西万博」では、来場者需要の平準化を図ることにより、道路交通への影響を低減するため、「万博P&R（パークアンドライド）駐車場」において、阪神高速と連携し、混雑状況に応じた「ダイナミックプライシング」が導入されています。

「P&R」とは、出発地からは自動車を利用し、途中で電車やバスなどに乗り換えて目的地まで移動する方式です。「大阪・関西万博」では「シャトルバス」による輸送が行われます。

万博会場への来場は、原則、公共交通機関を利用することとなっており、自家用車は、事前予約制となっている尼崎「万博P&R駐車場」、舞洲「万博P&R駐車場」、堺「万博P&R駐車場の3カ所の「万博P&R駐車場」を利用することになります。「万博P&R駐車場」へ駐車後は、「P&Rシャトルバス」で万博会場と駐車場を行き来し、各万博P&R駐車場から万博会場までの「シャトルバスの所要時間」は、舞洲から「約15分」、尼崎から「約30分」、堺から「約35分」となります。



これが結果としてトラックドライバーの長時間労働につながっており、深夜割引が見直されるに至ったのです。

深夜割引制度の見直しに対してはインターネット上で「割引制度が複雑すぎる」といった声や、「渋滞などの場合に運転手が無理をすることにつながると思う」など、トラックドライバーの労働環境がより悪化することを懸念する声も聞かれます。

延期する期間をはじめ、新たな深夜割引制度について何らかの改正があるのかなど、今後の動向が注目されます。

阪神高速との連携

万博期間中は、阪神高速の大阪中心部や万博会場周辺で普段より混雑する見込みとなっており、阪神高速と協力し、阪神高速の指定出口および迂回利用をした場合、「万博P&R利用料金」を引き下げるインセンティブが設定されています。このインセンティブ（値引き）を利用する流れは以下の通りです。

1. 万博P&R駐車場予約時にETC情報を入力（事前決済）
2. 予約情報を阪神高速へ連携
3. 指定出口とゲートでETC情報を読み取り
4. 割引条件が満たされれば、後日割引料金で精算

以上のダイナミックプライシングの導入で以下の効果が想定されています。

- ・13号東大阪線の「渋滞長延伸量」が約3km→約2kmへ最大30%減少
- ・11号池田線の「渋滞長延伸量」が約1.2km→約0.3kmへ最大75%減少
- ・舞洲「万博P&R駐車場」の「ピーク時需要量」が最大15%減少

「ダイナミックプライシング」と「ETCシステム」を組み合わせた日本初の渋滞緩和策がどのような結果になるのか、実際の結果に注目したいと思います。

特定技能分野追加と育成就労制度の内容について- 1 -

特定技能の受け入れ対象分野に関して、現在16分野ある分野別職種に「物流倉庫」「資源循環」「リネンサプライ」3分野の追加が検討されています。

| 特定技能 | 受け入れ分野 | 育成就労 | |
|-------------------------|---------|-------------------|-------------------|
| 全16分野 | 1号・2号 | ビルクリーニング | 対象として検討する 17分野 |
| | | 建設 | |
| | | 造船・船用工業 | |
| | | 自動車整備 | |
| | | 宿泊 | |
| | | 農業 | |
| | | 漁業 | |
| | | 外食業 | |
| | | 工業製品製造業 | |
| | | 飲食料品製造業 | |
| | 航空 | 現時点では検討の対象外 | |
| | 1号のみ | 介護 | 対象として検討する 17分野 |
| | | 木材産業 | |
| 林業 | | | |
| 鉄道 | | | |
| | 自動車運送業 | 現時点では検討の対象外 | |
| 追加が検討されている 3分野（1号のみ） | 物流倉庫 | 対象として検討する 17分野 | |
| | 資源循環 | | |
| | リネンサプライ | | |

新分野の背景

新しく分野が追加される背景には、

- ①深刻化する労働力不足の解消
- ②産業界からの強い要望
- ③技能実習制度からの

円滑な移行促進と制度の適正化

が主な背景とされています。

①では、少子高齢化で人口減少が進行しており、多くの産業分野で深刻な人手不足に直面しています。特に、今回追加が検討されている「物流倉庫」「資源循環」「リネンサプライ」といった分野は、日本の生活インフラを支える重要な役割を担っているにもかかわらず、高齢化が進み若年層の参入が少ないなど、労働力の確保が喫緊の課題となっています。特定技能制度は、即戦力となる外国人材を受け入れることで、これらの人手不足を解消し、産業の持続可能性を確保することを目的としています。

②では、人手不足が顕著な各業界団体から外国人材の受け入れ拡大に対する強い要望が政府に寄せら

れています。例えば、物流業界における倉庫管理業務や、資源循環業界における収集・運搬・リサイクル業務、ホテルや病院におけるリネンサプライ業務などは、いずれも人手不足が事業運営に直接影響を及ぼしており、外国人材の活用なしには安定したサービス提供が困難になりつつあります。

③では、技能実習制度に代わる新たな外国人材受け入れ制度として「育成就労制度」への意向が議論されています。

特定技能制度の可能性

この中で、より多様な分野で外国人材が長期的に日本で働き、キャリア形成を出来るような仕組みを構築することが重視されています。技能実習制度ではカバーしきれなかった分野や、より専門性の高い技能を要する分野での受け入れを可能にすることで、外国人材の就労の適正化と長期化を促進する狙いもあります。

これらの背景から、政府は特定技能制度の対象分野を柔軟に拡大し、日本経済の活性化と社会基盤の維持に貢献しようとしています。なお、追加予定の3分野に関しましては、2025年12月の閣議決定を経て、2027年頃の制度運用開始が予定されています。これはあくまで予定であり、正式な決定までには、各分野の技能評価試験の設計や日本語能力要件の整備など、様々な準備が進められます。

(つづく)



特定技能分野追加と育成就労制度の内容について- 2 -

「物流倉庫」の業務区分

現時点で想定されている業務区分は以下の通りです。

- ・仕分け・ピッキング作業
- ・入出庫・棚入れ管理
- ・ラベル貼付・梱包作業
- ・出荷準備及び搬送補助

EC市場の拡大や物流量の増加に伴い、人手不足が特に深刻化している倉庫内での作業が中心となります。外国人材を受け入れることで、日本の物流網の安定化と効率化が期待されています。



「資源循環」の業務区分

現時点で想定されている業務区分は以下の通りです。

- ・ゴミの収集・運搬
- ・廃棄物の分別・選別
- ・リサイクル処理施設での作業
- ・清掃作業（廃棄物処理に関連するもの）

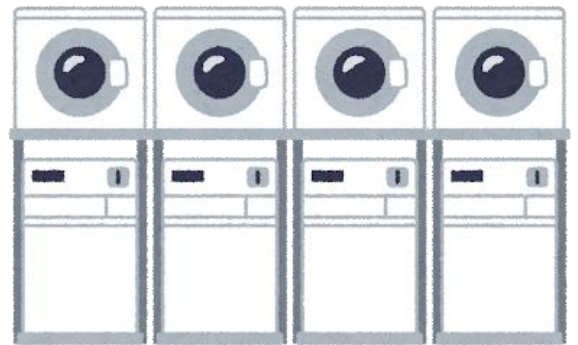
私たちの生活に不可欠な廃棄物の適正処理とリサイクルを支える重要な役割を担っています。廃棄物処理業界は、高齢化や若年層の業界離れが進み、人手不足が深刻化しているため、外国人材の受け入れにより安定したサービス提供と環境保全への貢献が期待されています。

「リネンサプライ」の業務区分

現時点で想定されている業務区分は以下の通りです。

- ・リネン製品の回収・仕分け
- ・洗濯・乾燥作業
- ・プレス・畳み作業
- ・検品・結束作業
- ・配送準備・納品
- ・回収品の選別と洗浄前準備

ホテル、病院、介護施設などで使用されるシーツ、タオル、ユニフォームなどのリネン製品を、回収から洗濯、仕上げ、再供給までの一連の工程を担うものです。衛生管理が特に重要視される業務であり、人手不足が課題となっている業界への外国人材の受け入れによって、安定したサービス提供が期待されています。



前述の3分野追加に関する最終的な業務区分は、今後開催される有識者会議での議論や、関連省庁による詳細な検討を経て決定されます。



日本語弁論大会2025

去る5月25日(日)に日本未来館にて技能実習生弁論大会が開催されました。当組合が監理している実施機関より、発表した実習生は5名。うち1名が優秀賞を頂戴しました。



日本にて技能実習制度で技能を学びながら、日本語の勉強も行い努力した結果の集大成であると思います。受け入れを行っている実習実施者の企業様も感慨深いものがあつたのではないかと思います。

発表者以外にも現地へ駆けつけ応援をしてくれた同じ実習生の皆さんや、実習実施者の企業の皆さんにも大変感謝いたします。

これからも東西商工協同組合は、技能実習生・特定技能外国人の挑戦を全力で応援し、国際協力の架け橋となるよう努めてまいります。引き続きご支援・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

【発表者5名と発表テーマ】

胡太斌さん

テーマ：私の在日生活



NGUYEN THI NGAさん

テーマ：過去を忘れて明るい
未来を持ちましょう



DOAN THI HUONGさん

テーマ：ベトナム語の面白いところ



HA THI NGOC HANさん

テーマ：恐怖に立ち向かう勇氣



LE THI PHUONG HAOさん

テーマ：自分の道を歩む題名



第68期通常総代会開催

通常総代会にて、予定されていた議案はすべて可決されました。

本年6月26日(木)、東西商工協同組合第68期通常総代会が東京都港区・仏教伝道センタービルにて開催されました。

各位のご協力により原案通り賛成多数にて全ての議案は可決され、無事に終了いたしましたことをご報告申し上げます。



職場における熱中症対策が義務化

熱中症の重篤化を防止するため、労働安全衛生規則が改正され、2025年6月1日から施行されます。ただし全ての企業で義務づけられるわけではなく、**一定の条件を満たす作業を実施する企業において、義務化されます。**

一定の条件を満たす作業とは？

対象となる作業は、WBGT（暑さ指数）28度以上または気温31度以上の環境で、連続1時間以上または1日4時間以上の実施が見込まれる作業です。（WBGT（暑さ指数）とは、熱中症のリスクを示す指標のこと）

企業に求められる対策

熱中症のおそれがある労働者を早期に見つけ、その状況に応じ、迅速かつ適切に対処することにより、熱中症の重篤化を防止するため、「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」が事業者には義務付けられます。

熱中症対策の強化に対する基本的な考え方は、



現場における対応

「体制整備」「手順作成」「関係者への周知」をより具体的にあらわすと、

①「熱中症の自覚症状がある作業員」や「熱中症のおそれがある作業員を見つけた者」がその旨を報告するための体制整備及び関係者への周知。

②熱中症のおそれがある労働者を把握した場合に迅速かつ的確な判断が可能となるよう、

- ・事業場における緊急連絡網、緊急搬送先の連絡先及び所在地等
- ・作業離脱、身体冷却、医療機関への搬送等熱中症による重篤化を防止するために必要な措置の実施手順の作成及び関係作業員への周知

義務化の趣旨

職場における熱中症による労働災害は、近年の気候変動の影響から、夏期において気温の高い日が続く中、ここ数年は増加傾向にあり、令和6年における休業4日以上の死傷災害は、1,195人と調査開始以来最多となっている。特に、死亡災害については、3年連続で30人以上となっており、労働災害による死亡者数全体の約4%を占める状況にあるなど、その対策が重要となっている。熱中症による死亡災害の原因の多くは、初期症状の放置、対応の遅れによることから、熱中症の重症化を防止し、死亡災害に至らせないように、熱中症による健康障害の疑いがある者の早期発見や重篤化を防ぐために事業者が講ずべき措置等について、新たな規定を設けるものである。

（出典：厚生労働省「労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行等について」）

<関係者への周知例>



【朝礼やミーティングでの周知】

【会議室や休憩所などわかりやすい場所への掲示】

厚生労働省

> 職場における熱中症対策の強化について

https://jsite.mhlw.go.jp/toyama-roudoukyoku/news_topics/oshirase/0706nechushokyoka.html



TSK 東西商工協同組合

〒108-0014
東京都港区芝4-3-5 岡田ビル
TEL: 03-5442-2277
FAX: 03-5442-2477

ホームページ
<http://tsk-gr.com/>